

## 酒類の提供自粛「延長」について (法第31条の6第1項に基づき要請)

まん延防止等重点区域の指定によりレストラン、コース売店等での酒類の提供を中止させていただきます。

尚、酒類の持込みもご遠慮ください。

お客様には、大変ご迷惑をおかけしますが感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願いいたします。

---

要請期間：5月12日(水)～6月20日(日)

要請内容：飲食店等の営業時間短縮 5時～20時まで  
※酒類の提供は終日自粛戴いております。